令和８年（フ）第１５７５号
千葉県船橋市西習志野１丁目13番12―104号
債務者　中江　一郎
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５８４号
千葉県船橋市芝山１丁目46番１―204号
債務者　成田　玉紀
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５８５号
千葉県船橋市本中山７丁目12番13号　レオパレス・マ・メゾンＡ―102号
債務者　宮本　大輔
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５９０号
千葉市花見川区幕張本郷１丁目26番１号　イーストサイドハイツ212号
債務者　佐藤　加織
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５９６号
千葉市中央区末広２丁目２番19号　末広サンフレアＢ棟103号
債務者　樫木　　隼
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６００号
千葉県市川市大野町３丁目198番地９
債務者　高橋　修一
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第３０１号
千葉県八街市八街へ199―1342、住民票上の住所千葉県八街市東吉田259番地28、前住所東京都大田区仲六郷４丁目７番１号ヴィラ仲六郷101
債務者　勝股　　奨
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第８７３号
神戸市東灘区魚崎南町７丁目13番13―201号
債務者　谷口　晃也
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９０５号
神戸市垂水区北舞子２丁目６番４―401号
債務者　小林　冴稀（旧姓木下）
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９６７号
神戸市灘区篠原本町１丁目７番19号　アーバンヴィレッジ篠原本町503号室、従前の住所神戸市東灘区北青木１丁目１番１―214号
債務者　阿部　龍也
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０７８号
京都市伏見区竹田七瀬川町351番地　山本マンション２―１、前住所京都市伏見区桃山最上町43番地　エミネンス桃栄313
債務者　池田　桃子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１１７号
京都市中京区壬生高樋町28番地10　壬生ハイツ　301号
債務者　藤森　愛美
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１３４号
京都府向日市上植野町地後３番地　メゾン河忠　３Ｆ311号
債務者　竹下　　厚
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１６１号
京都市左京区北白川西蔦町29番地　パン・クリニックス北白川３Ｅ
債務者　石田　順子
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２６号
島根県松江市青葉台６番17号
債務者　竹林　祐香
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１３号
青森県黒石市寿町24番地、旧住所群馬県太田市南矢島町38番地３　ライズ５―201号
債務者　嘉瀬　裕樹
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第５４６号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目２番20号
債務者　丸山　　光
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部